

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 思川橋耐震補強工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 25-16 仮受ブラケット工 図面 思川橋146/255等	仮受ブラケットの製作について、図に示されるように鋼板(t=36mm等)は鋼板の曲げ加工が必要となる設計です。ここで、鋼板の曲げ加工費について、 ①見積単価採用 ②積算基準による積上げ のどちらをお考えでしょうか。②の場合は積算基準の名称をご教示願います。	②の「土木工事積算基準」の適用を想定しています。
2	質問回答⑩ 10番 仮受ブラケット工	質問回答には、仮受ブラケットの取付費について、「②橋梁架設工事の積算による積上げの適用を想定」とあります。しかし、「橋梁架設工事の積算」では、「単部材質量が2,000kgを超えるものは別途」となっており、適用範囲を超えるものがあります。ここで、「別途費用の計上」はどのようにお考えでしょうか。ご教示願います。	2,000kgを超えるものについては、「橋梁補修の解説と積算」より、合致する歩掛の適用を想定しています。
3	設計図 2/6 数量総括表(その1) 17-(9) 縁端拡幅工B 鉄筋	思川橋設計図73/25 「思川橋(上り線)P3橋脚 縁端拡幅工B構造図詳細図」等にきさいされている組立用差筋アカー(参考)の数量が数量総括表の鉄筋の数量に含まれていませんが、組立用差筋アカーの費用も計上するのでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりにお考えください。
4	設計図 2/6~4/6 数量総括表(その1)~(その3) 縁端拡幅工B 落橋防止工 段差防止工M 横変位拘束構造M	縁端拡幅工B、落橋防止工、段差防止工M、横変位構造Mのアカー工について ①NEXCO積算基準書P.31-31 3-6アカー工による積上げ ②橋梁架設工事の積算による積上げ ③見積単価採用 のどちらをお考えでしょうか。ご教示下さい。	①の適用を想定しています。
5	特記仕様書 P.33 25-8-2 落橋防止構造 特記仕様書 P.55 25-20 上部工補強工	落橋防止構造の作業内容に 5)上部工付アケットの高力ボルト本締め作業及びビソネル仕上げとあります。また25-20-5 施工(2)高力ボルト本締め【高力ボルトの本締めとは、設計図書と監督員の指示に従い、落橋防止構造の上部工アケット及び補強部材固定のための高力ボルトの本締め作業を行うことをいう。】と記述があります。上部工アケットの高力ボルトの本締め作業は、落橋防止構造、上部工補強工のどちらで計上するのでしょうか。ご教示下さい。	落橋防止構造で計上するものとお考えください。
6	特記仕様書 P.55 25-20-3 作業内容 設計図 思川橋226/255 思川橋(上下線)塗装仕様図	上部工補強工の作業内容 6)現場塗装に 【高力ボルト接合部及び現場溶接部(熱影響部以外)】 【高力ボルト頭部及び現場溶接部(熱影響部)】 がありますが、思川橋設計図 226/255 思川橋(上下線)塗装仕様図の【高力ボルト接続部(接触面)の塗装系(既設)】も単価項目に含むと考えて宜しいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりにお考えください。